

追加募集

令和6年度（2024年度） 熊本県奨学のための給付金募集案内

高校等の教育費を支援します！【国公立】

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和6年（2024年）7月1日（基準日）時点で、**次の要件すべてに該当する世帯**が対象です。

| 要件 | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|
| 保護者 | <input type="checkbox"/> ①生活保護（生業扶助）受給世帯又は ②非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割） |
| | <input type="checkbox"/> 熊本県内に在住 |
| 生徒 | <input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金の対象校に在学している |
| | <input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない |

前倒し給付を受けた1年生もこの申請が必要です。

給付金は申請の口座へ振り込みます。



2 給付金額

◆表の区分ごとに、次の金額が給付されます。



*「高校生等」とは、高等学校等、高等専門学校等に在籍し、就学支援金、学び直し支援金又は攻科支援金の受給対象となっている者です。

Q1 高校生等本人が生活保護法に定める生業扶助を受けていますか？

| 受けている | | 受けていない | | | 課税 ※ただし、保護者等の収入が激減している場合は家計急変による申請ができる可能性があります。（別案内参照） |
|------------------------------------------|--------------------------|-------------|-------------|------------|---------------------------------------------------------------|
| Q2 保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割が非課税ですか？ | | | | | |
| 非課税(0～99円) | | | | | |
| Q3 学校は通信制又は専攻科ですか？ | | | | | |
| 通信制・専攻科以外 | | 通信制又は専攻科 | | | |
| Q4 他に扶養している15歳（中学生は除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいますか？ | | | | | |
| 兄弟あり | 通信制に在学中あるいは高校生等以外の弟妹あり*1 | 左記以外 | | | |
| 給付額 | 年額 32,300円 | 年額 143,700円 | 年額 122,100円 | 年額 50,500円 | (対象外) |

3 申請書類

| | | | | |
|-----------------------------------------------------|-----|------------------------|-----|-----|
| ◎ 熊本県奨学のための給付金交付申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ① 通帳の写し（コピー） 金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 保護者全員の所得確認書類 ※コピーも可 ⇒裏面「4 所得確認書類」をご覧ください。 | | ○*2 | ○*2 | ○*2 |
| ③ 高校生等本人の生活保護（生業扶助）受給に関する証明書 福祉事務所で証明を受けてください。 | ○*3 | *3 熊本県の定める様式を利用してください。 | | |
| ④ 扶養誓約書 生徒本人及び15歳以上23歳未満の兄弟姉妹の扶養状況を記入してください。 | | ○*4 | | |
| ⑤ 在学証明書（熊本県内の学校は不要） 生徒の在校生が発行したもの | △*5 | △*5 | △*5 | △*5 |
| ⑥ その他の書類 上記のほかに、委任状やその他の書類が必要な場合があります。 | △*6 | △*6 | △*6 | △*6 |

*2 令和6年度課税証明書等

*5 生徒が県外学校の場合は提出が必要

*6 その他書類が必要な場合は別途お知らせします。

4 所得確認書類

保護者等全員分の令和6年度（2024年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類

【マイナンバーで申請するとき】

次の2つを提出してください。ただし、以前に本給付金をマイナンバーで申請した場合はいずれも提出不要です。

①「個人番号カード（写）等貼付台紙」

※マイナンバーカードの写しやマイナンバーが記載された住民票の写しを貼り付けたもの

②「調査等同意書」

マイナンバーで申請した場合でも、課税証明書等の提出を求められることがありますので御了承ください。

【マイナンバーで申請しないとき】

次のいずれか1つを提出してください。

- ・「令和6年度 課税証明書」（市町村役場で発行）
- ・「令和6年度 特別徴収額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配付）
- ・「令和6年度 納税通知書」（自営業の場合に市町村から送付）

5 申請期限・提出先・問合せ先

【県内の高等学校等に在籍する場合】

| | |
|------|----------------------|
| 提出期限 | 令和6年（2024年）10月21日（月） |
| 提出先 | 翔陽高等学校 担当：工藤 |
| 連絡先 | 096-293-2055 |

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

| | | | | | |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 県民税 | 均等割額 |  | 市民税額 | 均等割額 |  |
| | 所得割額 | | | 所得割額 | |

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

Q 4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、給付金の対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

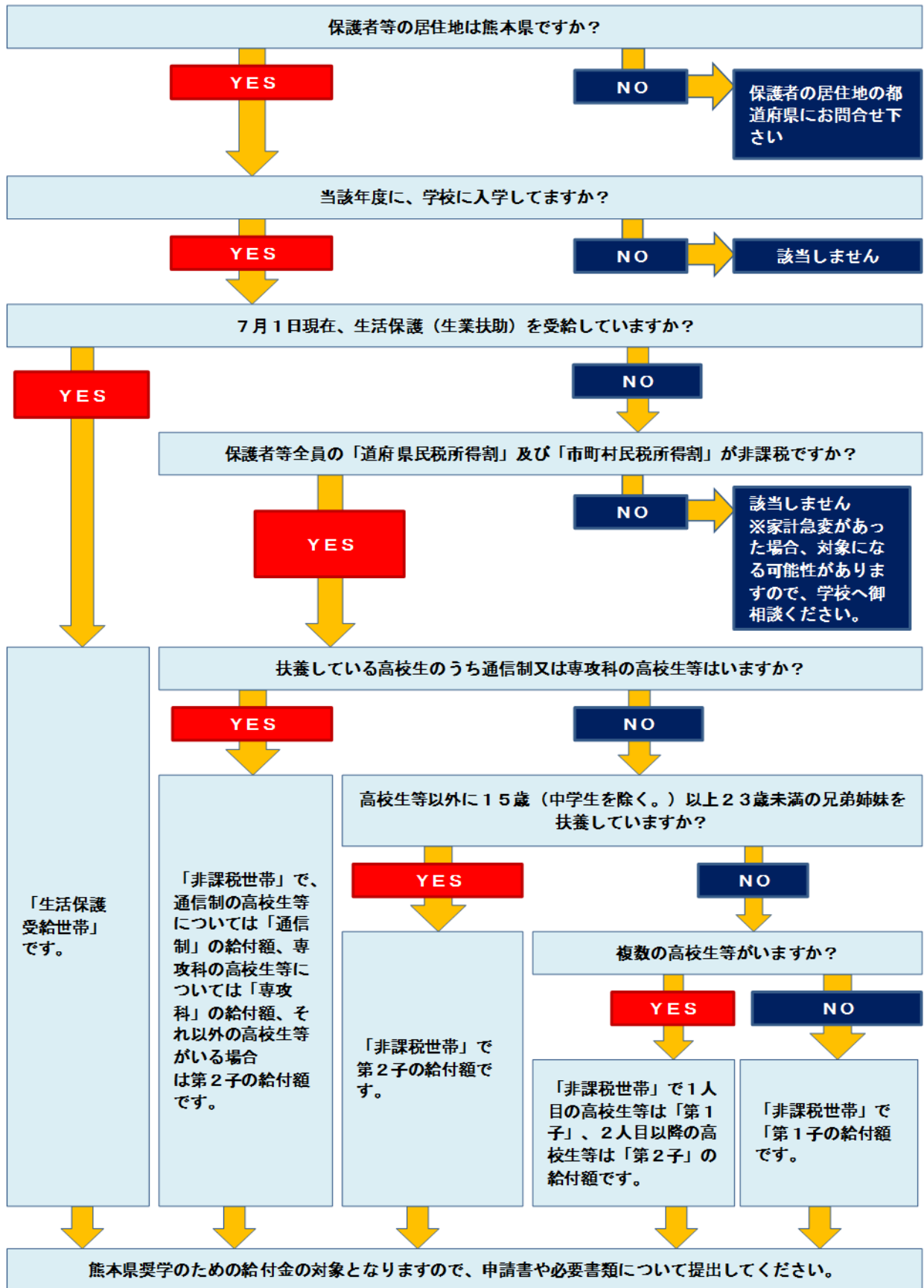
Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

A 7 給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行ってください。申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（国公立用）



給付額について（年額）

| | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
|------------|----------|---------|---------|
| 生活保護受給世帯 | 32,300円 | 32,300円 | 50,500円 |
| 非課税世帯（第1子） | 122,100円 | 50,500円 | |
| 非課税世帯（第2子） | 143,700円 | | |

（注）保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。